

各種事務事業（農林水産関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（農林水産関係事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 1 月 2 2 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（農林水産関係事業）の取扱いについて
1．農林水産振興事業について、同一又は類似する事業はその振興を図るため、統合又は再編を基本に、また、基盤整備、団体育成事業については、継続を基本に次の区分により調整する。 (1) 国又は県の補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する方向で調整する。 (2) 各町村の単独事業については、合併時に調整する。 2．農振農用地区域については、当面現行のとおりとし、新町において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。 3．農林水産業の振興に関する各種計画については、新町において新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。 4．その他の農林水産関係事務及び事業については、次の区分により調整する。 (1) 現行のとおり新町に引き継ぐもの (2) 合併時に調整するもの (3) 新町において調整するもの

平成 1 6 年 1 月 2 2 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業
調整方針	1. 農林水産振興事業について、同一又は類似する事業はその振興を図るため、統合又は再編を基本に、また、基盤整備、団体育成事業について継続を基本に次の区分により調整する。 (1) 国又は県の補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する方向で調整する。 (2) 各町村の単独事業については、合併時に調整する。 2. 農振農用地区域については、当面現行のとおりとし、新町において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。 3. 農林水産業の振興に関する各種計画については、新町において新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。 4. その他の農林水産関係事務及び事業については、次の区分により調整する。 (1) 現行のとおり新町に引き継ぐもの (2) 合併時に調整するもの (3) 新町において調整するもの		

区 分	現 況			調 整 内 容	
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村		
国・県補助事業 (農業関係)	○ 地域農政推進対策事業 【事業概要】 農業経営対策体制整備推進事業 事業費 308千円 県1/2、村1/2 農地流動化地域総合推進事業 事業費 433千円 県1/2、村1/2 ○ 認定農業者育成事業 【認定農業者】 町内において農業経営を営み、又は営もうとするものが農業改善計画を作成し、町長が適当である旨認定した者 農業経営改善計画の期間 5年 弓削町の認定農業者 3人 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし	該当なし 該当なし ○ みかん等果樹園転換特別対策事業 該当なし 該当なし 該当なし	○ 地域農政推進対策事業 【事業概要】 農業経営対策体制整備推進事業 事業費 656千円 県1/2、村1/2 農地流動化地域総合推進事業 事業費 865千円 県1/2、村1/2 ○ 認定農業者育成事業 【認定農業者】 村内において農業経営を営み、又は営もうとするものが農業改善計画を作成し、村長が適当である旨認定した者 農業経営改善計画の期間 5年 岩城村の認定農業者 14人 ○ みかん等果樹園転換特別対策事業 ○ 計画出荷米対策事業 ○ 水田農業経営確立対策事業 ○ 中産間地域等直接支払事業 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし	該当なし 該当なし 該当なし 該当なし	存続 新町において継続する。
農業振興地域整備計画	農業振興地域の整備に関する法律に基づいて弓削農業振興地域整備計画を策定し、農業振興地域の中で、農業目的に利用すべき土地を農用地区域として設定し、農業の振興のための諸施策を集中的に行っていく。 弓削農業振興地域整備計画書 地域指定年度 昭和48年度 特別管理年度 昭和52年度 整備計画変更 昭和61年度	該当なし	農業振興地域の整備に関する法律に基づいて岩城農業振興地域整備計画を策定し、農業振興地域の中で、農業目的に利用すべき土地を農用地区域として設定し、農業の振興のための諸施策を集中的に行っていく。 岩城農業振興地域整備計画書 地域指定年度 昭和47年度 整備計画の策定 昭和48年度 最新整備計画の変更平成13年度	該当なし	合併後に再編 農業振興地域整備計画の範囲を協議し、新たに策定する。
農地情報管理システム整備事業	農地流動化促進支援システム 【目的】 町内の農地1筆ごとの異動等の情報管理を固定資産税のデータベースを基に毎年更新し、農地流動化等の基礎データとして利活用している。 業務委託料 101千円	農地流動化促進支援システム 【目的】 村内の農地1筆ごとの異動等の情報管理を固定資産税のデータベースを基に毎年更新し、農地流動化等の基礎データとして利活用している。 業務委託料 73千円	農地流動化促進支援システム 【目的】 村内の農地1筆ごとの異動等の情報管理を固定資産税のデータベースを基に毎年更新し、農地流動化等の基礎データとして利活用している。 業務委託料 77千円	該当なし	合併後に再編 ネットワークに一元化

上島合併協議会 調整方針

協議事項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
農業制度資金利子補給費補助	【目的】 農業者、林業者及び漁業者並びにその組織する団体に対し、低利資金の融資を円滑にする措置を講じて農林漁業の経営の近代化と合理化を図り、もってその振興に資することを目的とする。 【利子補給】 利子補給率 年1% 【融資機関】 JA越智今治弓削支所	該当なし	【目的】 愛媛県農業近代化資金利子補給金規程の定めるところによる農業近代化資金を融資機関が岩城村内の農業者に貸し付ける場合には、融資機関に対し、規程の定めるところにより、利子補給金を交付する。農業者が農業振興のため借り入れした場合に生じる利子の軽減を図り、農業経営の安定を図る。 【利子補給】 利子補給率 年1% 【融資機関】 JA越智今治岩城支所	該当なし	合併時に統合 弓削町の例を基本に調整する。
農業制度資金利子補給事業	該当なし	該当なし	○岩城村ハウス施設栽培振興資金助成制度 【目的】 岩城村は、ハウス施設栽培による農業振興を重点施策として推進するため、奨励作物を定め、規程の定めるところにより、融資及び制度資金の利子の一部を助成する。 【助成内容】 1.制度資金の利子補給及び岩城村が融資機関に預託する資金の無利子融資とする。 2.制度資金の利子補給率は、制度資金等における借入者が負担すべき利率の範囲内で、村長が定める率とする。 3.無利子融資は、助成対象者が必要とするハウス施設の設置に伴う初年度の必要経費から、制度資金借入額を控除した額の範囲内で、村長が定める額とする。 【事業の実績】(13年度実績) 利子補給金 121千円 融資残高 1,749千円 【融資機関】 JA越智今治岩城支所	該当なし	合併時に統合 岩城村の例による。
農業振興関連施設	該当なし	該当なし	堆肥センター管理運営 【内容】 ・堆肥センターの管理委託 ・運営方法協議 ・施設の維持修繕 ・事業費 672千円	該当なし	存続 現行のとおりとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
農業振興助成制度	該当なし	該当なし	○ 岩城村遊休農地再利用対策事業 【目的】 岩城村は、農業の振興を図るため、遊休農地を再整備し、本村の推奨する作物を栽培する事業者に対し、補助金を交付する。 【内容】 農業振興地域で、農用地区域内の遊休農地の再生のため、重機等を使用する経費に対し、助成金を交付する。	該当なし	合併時に統合 岩城村の例による。
農業振興団体補助	【目的】 農業の振興を図るため、関係団体を助成し、より一層の振興を図る。 (補助金) 農業共済組合運営事業補助金 35千円 岩城分場参観デー助成金 20千円 みかん祭り助成金 4千円 生活研究グループ 90千円 (負担金) 県農業農村振興対策協議会 10千円 越智今治広域営農団地推進協議会 11千円 伯方地区農業改良普及事業推進協議会 75千円 今治越智家畜畜産物衛生推進協議会 5千円 県農林統計協会 23千円 しまなみグリーンツーリズム推進協議会 200千円 今治越智農業用廃プラ適正処理推進協議会 3千円	【目的】 農業の振興を図るため、関係団体を助成し、より一層の振興を図る。 (補助金) 生名村果樹同志会助成金 320千円 岩城分場参観デー助成金 20千円 (負担金) 岩城分場参観デー町村負担金 20千円 かんきつ園地品種更新対策事業 41千円 越智今治広域営農団地推進協議会及び地区普及事業推進協議会 69千円 今治越智家畜畜産物衛生推進協議会 4千円 今治越智農業用廃プラ適正処理推進協議会 1千円 しまなみグリーンツーリズム推進協議会 200千円 東予農業共済組合負担金 35千円	【目的】 農業関係団体の育成補助 (補助金) 生活研究グループ 100千円 後継者グループ 100千円 農協青壮年部 50千円 JA女性部 50千円 トマト部会 50千円 果樹研究会 50千円 柑橘同志会 300千円 岩城分場参観デー補助金 100千円 (負担金) 県農業構造改善対策協議会 10千円 越智今治広域営農団地推進協議会 15千円 伯方地区農業改良普及事業推進協議会 94千円 今治越智家畜畜産物衛生推進協議会 11千円 しまなみグリーンツーリズム推進協議会 200千円 今治越智農業用廃プラ適正処理推進協議会 5千円	【目的】 同 左 (補助金) 岩城分場参観デー助成金 20千円 (負担金) 越智今治広域営農団地推進協議会 9千円 伯方地区農業改良普及事業推進協議会 35千円 県農林統計協会 18千円 しまなみグリーンツーリズム推進協議会 100千円	合併後に再編 事業別目的補助へ変更
その他	該当なし	該当なし	赤穂根フェリー運行事業 【目的】 村は、長江港～赤穂根島竹ノ浦間農業用運航船として賃借し、岩城汽船(株)はこれを賃貸して村の支持により、運航する。 期間 1年間 賃借料 1,000千円 利用戸数 9戸	該当なし	合併後に廃止 平成17年度廃止で検討する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
鳥獣被害駆除防除対策事業	【目的】 鳥獣保護区、休猟区等保護施設内において繁殖した野生鳥獣が、農作物及び林産物等に被害を与える場合、これら保護施設内及びその周辺における有害鳥獣を迅速かつ的確に駆除し、農産物及び林産物等の被害の防止及び軽減を図る。 【概要】 ・年間2回実施 ・弓削町猟友会による射殺駆除 事業費 366千円	【目的】 同 左 【概要】 カラス駆除 50羽程度 他の町村猟友会へ依頼 事業費 99千円 (H15予定)	【目的】 同 左 【概要】 年間4回実施 岩城村猟友会による射殺 事業費 362千円	【目的】 同 左 【概要】 未実施	存続 現行のとおりとする。
農業者年金業務	農業者年金加入者・受給者管理台帳の管理を行っている。 加入者数 0人 受給者数 3人	同 左 加入者数 0人 受給者数 2人	同 左 加入者数 6人 受給者数 44人	該当なし	存続 同一制度により、現行のとおり新町に引き継ぐ。
標準小作料改定	【目的】 農業委員会において、農地法第3条の規定により、必要に応じ、農地区分ごとに小作料の標準額を定め、耕作者の経営の安定を図る。 【標準小作料の算式】 標準小作料＝粗収益－(物財費＋雇用労働費＋家族労働費＋資本金子＋公租公課＋経営者報酬) 標準小作料 10a当たり 10,000円	【目的】 同 左 【標準小作料の算式】 同 左 標準小作料 10a当たり 10,000円	【目的】 同 左 【標準小作料の算式】 同 左 標準小作料 10a当たり 10,000円	【目的】 同 左 【標準小作料の算式】 同 左 標準小作料 10a当たり 10,000円	存続 同一制度により、現行のとおり新町に引き継ぐ。
農業女性グループ育成	【生活研究グループ】 久司浦グループ 3人 沢津グループ 7人 菜の花グループ 6人 佐島グループ 9人	【生活研究グループ】 むつみグループ 12人	【生活研究グループ】 岩城村生活研究グループ 4人	該当なし	合併後に再編 目的補助に変更 県の事業に連動しつつ 検討
鳥獣飼養許可手数料	【種類】 鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは、再交付 1件につき 3,400円	【種類】 鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは、再交付 1件につき 3,400円	【種類】 鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは、再交付 1件につき 3,400円	【種類】 鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは、再交付 1件につき 3,400円	存続 同一の取り扱いのため、現行のとおり新町に引き継ぐ。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業
調整方針			

区 分	現 況								調 整 内 容
	弓 削 町		生 名 村		岩 城 村		魚 島 村		
流域森林総合整備 推進事業	○ 今治・松山流域林業活性化実施計画 【事業の目的】 流域26市町村の森林整備、事業量と労働力の調整、就労条件の改善、高性能林業機械の導入、原木製品流通の改善等を推進し、もって多様な森林の整備及び林業生産活動の活性化を図る。 基本方針策定年度 平成6年度 実施計画策定年度 平成9年度		○ 今治・松山流域林業活性化実施計画 【事業の目的】 同 左 基本方針策定年度 平成6年度 実施計画策定年度 平成9年度		○ 今治・松山流域林業活性化実施計画 【事業の目的】 同 左 基本方針策定年度 平成6年度 実施計画策定年度 平成9年度		○ 今治・松山流域林業活性化実施計画 【事業の目的】 同 左 基本方針策定年度 平成6年度 実施計画策定年度 平成9年度		合併後に統合 新町において一本化する。
市町村森林整備計画	【名称】 弓削町森林整備計画 【概要】 国の全国森林計画及び県の地域森林整備計画に即した市町村における森林整備のマスタープランであり、地域林業整備方針を定めてある。計画期間は、10年間として、5年ごとに見直していく。 森林面積 605ha 計画期間 平成13年4月1日～平成23年3月31日		【名称】 生名村森林整備計画 【概要】 同 左 森林面積 131ha 計画期間 同 左		【名称】 岩城村森林整備計画 【概要】 同 左 森林面積 510ha 計画期間 同 左		【名称】 魚島村森林整備計画 【概要】 同 左 森林面積 242ha 計画期間 同 左		合併後に再編 新町において新たに策定する。
林業関係負担金・ 会費等	【負担金】 今治地区林材業振興会議 12千円 県森林土木協会 25千円 県公有林野対策協議会 6千円 市町村林野振興対策協議会 2千円 えひめ農林業担い手育成公社 4千円 日本桜の会賛助会費 5千円 今治松山流域林業活性化センター 46千円		【負担金等】 今治地区林材業振興会議 3千円 県森林土木協会 1千円 市町村緑化募金負担金 23千円 市町村林野振興対策協議会 1千円 今治松山流域林業活性化センター 38千円 緑の少年団愛媛県連盟会費 3千円		【負担金】 今治地区林材業振興会議 28千円 県森林土木協会 174千円 県公有林野対策協議会 6千円 市町村林野振興対策協議会 5千円 今治松山流域林業活性化センター 44千円 森林交付税創設促進協議会 20千円 愛媛の森林基金受託森林整備事業 70千円 えひめ農林業担い手育成公社 4千円		【負担金】 今治地区林材業振興会議 4千円 県森林土木協会 1千円 市町村林野振興対策協議会 1千円 えひめ農林業担い手育成公社 4千円 今治松山流域林業活性化センター 39千円		合併後に再編 新町において統一する。
松くい虫防除事業	○ 森林病害虫防除事業 景勝地として、風致機能を備え、伝統ある美しい景観を保つため、薬剤散布による防除を年2回実施 施行場所 法王ヶ原、弓削ロッジ周辺、高浜八幡神社の3箇所 3.26ha		該当なし		該当なし		該当なし		合併時に統合 弓削町の例による。
緑の募金事業	毎年4月～5月、事業所、家庭募金等を行い、集まった募金を財団法人愛媛の森林基金へ送金する。 実施期間 春 4月1日から5月31日まで 秋 9月1日から10月31日まで 14年度実績 44千円		毎年10月職場募金を行い、集まった募金と村の負担金を合わせて財団法人愛媛の森林基金へ送金する。 実施期間 春 4月1日から5月31日まで 秋 9月1日から10月31日まで 14年度実績 23千円		毎年4月～5月、家庭募金等を行い、集まった募金を財団法人愛媛の森林基金へ送金する。 実施期間 春 4月1日から5月31日まで 秋 9月1日から10月31日まで 14年度実績 103千円		毎年4月～5月、家庭募金等を行い、集まった募金を財団法人愛媛の森林基金へ送金する。 実施期間 春 4月1日から5月31日まで 秋 9月1日から10月31日まで 14年度実績 23千円		合併後に再編

上島合併協議会 調整方針

協議事項 調整方針	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業
--------------	----------------	------	----------

区 分	現況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
水産振興事業 団体等への補助金	各種水産関係団体への補助金(負担金) 等への支出	各種水産関係団体への補助金(負担金) 等への支出 (補助金) 岩城生名漁業協同組合に対する協力金 600千円 岩城生名漁業協同組合振興事業補助金 600千円 生名村魚食普及推進協議会補助金 100千円 (負担金) 燧灘海域漁業秩序確立対策協議会 18千円 県沿岸漁業振興促進協議会 17千円 全国町村水産振興対策協議会 40千円 漁場廃棄物回収事業 100千円	【目的】 村・水産関係機関が連携して水産振興ネットワークの形成を推進し、地域の水産振興、活性化に寄与することを目的とする。 (補助金) 岩城生名漁業協同組合に対する補助金 1,500千円 (負担金) 岩城生名漁業協同組合単独事業負担金 (ギザミ放流事業) 150千円 (漁業調査用機材購入負担金) 84千円 (漁業事故防止施設設置事業負担金) 108千円 (水産業共同利用施設設置事業負担金) 350千円 全国町村水産業振興対策協議会負担金 38千円 県沿岸漁業振興促進協議会 17千円 燧灘海域漁業秩序確立対策協議会負担金 18千円 漁場廃棄物回収事業負担金 25千円	【目的】 村・水産関係機関が連携して水産振興ネットワークの形成を推進し、地域の水産振興、活性化に寄与することを目的とする。 (補助金) 漁協補助金 2,555千円 (負担金) 県沿岸漁業振興促進協議会 17千円 全国町村水産業振興対策協議会負担金 34千円 燧灘海域漁業秩序確立対策協議会負担金 18千円 漁場廃棄物回収事業 100千円 海上保安協会今治支部会費 21千円	合併後に再編 新町において、従来からの経緯・実情等に配慮し調整する。
国・県補助事業 (漁業関係)	○水産基盤整備事業(増殖場) 【目的】 マダイ・カサゴ・メバルの幼稚魚の保護育成礁となる藻場の造成を目的とした増養殖場を設置することにより、幼稚魚の生息域の拡大と資源の初期消耗を防止することにより、漁獲量の増大を図る。 【概要】 飼料培養礁 シェルナースFP2.00型 105基設置 全体事業費 150,000千円 補助率 国費5/10、県費2/10、町費3/10	該当なし	該当なし	該当なし	存続 現行のとおりとする。 ただし、沿岸漁業構造改善事業(築いそ)については、新町において、従来からの経緯・実情等に配慮し調整する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	2 1 ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
	○水産基盤整備事業(並型漁礁設置事業) 【目的】 従来より、一本釣り、刺し網、小型定置網の好漁場であり、人口漁礁を設置することにより、天然礁と一連をなし、礁面積が増大することにより魚群の定着が増大することにより、繁殖の増大も図れるので、漁獲量の増大が期待できる。 【概要】 並型漁礁設置事業 3. 25FP漁礁 全体事業費 22, 800千円 補助率 国費3/6、県費2/6、町費1/6 ○資源保護漁礁設置事業 【目的】 小型底引き網漁業の違反操業防止及び資源の繁殖保護のため 【概要】 3m角型つの付き漁礁 44基 全体事業費 18, 900千円 ○沿岸漁業構造改善事業(築いそ) 【目的】 築いその造成により、たこ漁場の拡大と繁殖、保護の確保ができ、天然礁との有機的な関連が図れるため、漁家経営の安定及び漁家所得の向上を目的とする。 【概要】 1t内外自然石投入 3, 141㎡ 全体事業費 15, 000千円 補助率 国費3/10、県費2/10、町費2. 5/10、漁協2. 5/10	該当なし 該当なし 該当なし	該当なし 該当なし 該当なし	○水産基盤整備事業(並型漁礁設置事業) 【目的】 従来より、一本釣り、刺し網、小型定置網の好漁場であり、人口漁礁を設置することにより、天然礁と一連をなし、礁面積が増大することにより魚群の定着が増大することにより、繁殖の増大も図れるので、漁獲量の増大が期待できる。 【概要】 漁礁施設(ロンダップ魚礁3. 2m角型) 6, 070空㎡ 事業費 133, 500千円 補助率 国費3/6、県費2/6、村費1/6 該当なし ○沿岸漁業構造改善事業(築いそ) 【目的】 地域漁業者の生産性、漁家所得の向上と経営の安定化を進め、漁業活動の活性化推進のため、築いそ設置により、人工的に漁場を拡大し、効果的な漁場育成等、沿岸漁業の構造改善の促進を図る。 【概要】 1t内外自然石投入 1, 358㎡ 事業費 6, 500千円 補助率 国費3/10、県費2/10、村費5/10	
漁場自主管理事業	【目的】 地先資源の保護及び漁具の保全を図るため、漁業協同組合が行う漁場自主管理活動事業を助成する。 【概要】 地先沿岸を自主管理する。 事業費 900千円 県1/3、町費1/3、漁協1/3	岩城村と共同で実施	【目的】 地先資源の保護及び漁具の保全を図るため、漁業協同組合が行う漁場自主管理活動事業を助成する。 【概要】 地先沿岸を自主管理する。 事業費 900千円 県1/2、漁協1/4、岩城村1/8、生名村1/8	【目的】 同 左 【概要】 同 左 事業費 900千円 県1/2、漁協1/4、村1/4	合併時に再編 それぞれの実情を踏まえ調整する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
稚貝・稚エビ・稚魚放流事業	○マダイ・ヒラメ放流事業 【目的】 沿岸漁業の生産力向上と漁業経営の安定を図り、「つくり育てて捕る漁業」を積極的に推進するために実施する。 【概要】 直接放流、中間育成放流を行う。 事業費 町 漁協	○ギザミ放流事業・種苗放流委託事業・車エビ稚エビ放流事業 【目的】 同 左 事業主体 岩城生名漁業協同組合	○ギザミ放流事業・種苗放流委託事業・車エビ稚エビ放流事業 【目的】 同 左 事業主体 岩城生名漁業協同組合	○各種種苗放流事業 【目的】 同 左 【概要】 漁業協同組合が主体となり、稚魚中間育成事業や稚魚・稚貝放流事業を実施している。	合併時に再編 それぞれの実情を踏まえ調整する。
水産関係事業における分担金の徴収	弓削町分担金徴収条例 賦課基準 事業種別・地域沿岸漁業構造改善事業（築いそ） 賦課基準 100分の50	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に再編
水産関係融資事務	漁業近代化利子補給 【目的】 農業者、林業者及び漁業者並びにその組織する団体に対し、低利資金の融資を円滑にする措置を講じて農林漁業の経営の近代化と合理化を図り、もってその振興に資することを目的とする。 利子補給率 年1%	該当なし	岩城村漁業近代化資金利子補給 【目的】 愛媛県漁協近代化資金利子補給金規程の定めるところによる漁業近代化資金を融資機関が岩城村内の漁業者に貸し付ける場合には、融資機関に対し、規程の定めるところにより、利子補給金を交付する。漁業者が漁業振興のため借り入れした場合に生じる利子の軽減を図り、漁業経営の安定を図る。 利子補給率 年1%	該当なし	合併時に統合 弓削町の例を基本に調整する。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協 議 事 項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	農林水産関係事業
調 整 方 針	資 料		

農林水産関係事業の取扱いに関する法令	先 進 事 例
【農業振興地域の整備に関する法律】 （目的） 第一条 この法律は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。 （農業振興地域の整備の原則） 第二条 この法律に基づく農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定は、農業の健全な発展を図るため、土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、かつ、国土資源の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し及び形成すること並びに当該農業地域について農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進することを旨として行なうものとする。 （定義） 第三条 この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。 一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養育の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」という。） 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養育の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（農用地を除く。） 三 農用地又は前号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地 四 耕作又は養育の業務のために必要な農業用施設（前号の施設を除く。）で農林水産省令で定めるものの用に供される土地 （市町村の定める農業振興地域整備計画） 第八条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。 2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 農用地等として利用すべき土地の区域（以下「農用地区域」という。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分 二 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項 二の二 農用地等の保全に関する事項 三 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率のかつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整（農業者が自主的な努力により相互に協力して行う調整を含む。）に関する事項 四 農業の近代化のための施設の整備に関する事項 四の二 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項 五 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率のかつ総合的な利用の促進と相まって推進するもの 六 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項 3 農業の振興が森林の整備その他林業の振興と密接に関連する農業振興地域における農業振興地域整備計画にあつては、前項第二号から第六号までに掲げる事項を定めるに当たり、あわせて森林の整備その他林業の振興との関連をも定めるものとする。	篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕 (1) 農林業関係事業については、次のとおり実施するものとする。 ア 国・県補助事業及び継続事業については、新市においても引き続き実施する。 イ 町単独事業については、合併時に調整する。ただし、集落生産組合に対する助成制度は篠山町の例によるものとし、農地の利用権設定にかかる助成制度は西紀町の例による。 ウ 災害復旧事業にかかる町単独補助及び受益者の負担割合については、篠山町の例による。 (2) 農林業関係団体等については、次のとおり取扱うものとする。 ア 農業協同組合、森林組合及び土地改良協議会の統合については、それぞれの事情を尊重しながら調整に努める。 イ 農会長会については、合併時に統合する。 ウ 土地改良区及び水系協議会等については、現行のとおりとする。 エ 農林業施策の推進を図るための協議会等組織については、新市において新たに設置する。 (3) 新生産調整推進対策については、合併時に調整する。 (4) 農振農用地区域については、当面現行のとおりとし、新町において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。 (5) 農林業関係基金については、合併時に合計額をもって基金を設置する。 あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕 1 農業関係事業の取り扱いについて ・農業関係団体等については、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 農業協同組合の統合については、それぞれの事情を尊重しながら、調整に努めるものとする。 (2) 上村ふるさと振興社は、新町に引き継ぎ、アグリサービス岡原は、組織の事情を勘案し調整及び育成に努める。 (3) 中球磨地区農業振興連絡協議会は、ＪＡとの調整を図りながら新町において新たに設置する。 (4) 中球磨農業者年金受給者協議会及び岡原村農業者年金受給者協議会については、関係団体との協議により新町において調整する。 (5) その他農業施策の推進を図るための協議会等組織については、新町において新たに設置する。 ・農業関係基金及び貸付金については、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 水田農業確立対策事業基金及び家畜導入事業資金供給事業等基金については、合併までに関係町村で廃止する。 (2) 中山間地域活性化推進基金については、上村の例により新町に引き継ぐ。 (3) 上村土地改良区への貸付金制度は、所期の目的を達成したときに関係町村で廃止し、深田村畜産振興会への貸付金制度は、合併までに関係町村で廃止する。 ・農業振興地域整備計画及び事業関連計画書については、当面現行のとおりとし、新町において作成する計画に基づき調整する。 ・水田農業経営確立対策については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 事業の推進については、合併時の対策に応じた事業推進が図られるよう調整する。 (2) 事業推進に係る助成金については、事業推進上必要とされる場合は、合併時に助成制度を新たに設ける。 ・各種イベント及び都市交流については、イベント等の持つ意味や周囲に与えている影響等を考慮し、新町において調整する。 ・農業関係事業（政策補助金）の取り扱いについて (1) 国、県補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する。 (2) 単独事業については、合併時に調整する。ただし、農業振興補助金交付規則及び要項については、上村の例により整理統合できる補助金は統合する方向で調整する。 2 林業水産関係事業の取扱いについて

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業
調整方針	資 料		

農林水産関係事業の取扱いに関する法令	先進事例
4 市町村は、第一項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）については、都道府県知事の同意を得なければならない。 【食料・農業・農村基本法】 （目的） 第一条 この法律は、食料、農業及び農村に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。 （農業の持続的な発展） 第四条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。 （農村の振興） 第五条 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。 （水産業及び林業への配慮） 第六条 食料、農業及び農村に関する施策を講ずるに当たっては、水産業及び林業との密接な関連性を有することにかんがみ、その振興に必要な配慮がなされるものとする。 （地方公共団体の責務） 第八条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 （農業者等の努力の支援） 第十一条 国及び地方公共団体は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるに当たっては、農業者及び農業に関する団体並びに食品産業の事業者がする自主的な努力を支援することを旨とするものとする。 （農業生産の基盤の整備） 第二十四条 国は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を促進するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。	(1) 林務関係事業については、新町において決定する。継続事業については、新町に引き継ぐ。 (2) 中球磨森林組合については、諸般の事情を勘案しながら、現行のとおり、新町に引き継ぐ。 (3) 林業構造改善事業補助金については、上村の例による。 林業振興補助金については、上村、深田村の例による。 (4) 林道、治山工事受益者分担金及び林業構造改善事業分収林設置事業分担金については、上村の例による。 (5) 稚魚の放流については、新町において合併時に検討調整する。 高吾北地域合併協議会 < H16.3.31合併予定 > 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕 1 国・県補助事業及び継続事業については、現行のとおり新しいまちに引き継ぐ。 2 町村単独事業については、合併時に調整する。 3 土地改良事業にかかる受益者負担金については、合併時に調整する。 4 転作事業については、合併時に統合する。 5 集落センター等の運営補助については、新しいまちにおいても引き続き実施する。 6 農業振興地域整備計画、地域農業マスタープランについては、現行のとおり新しいまちに引き継ぎ、合併後速やかに作成する。 7 利子補給制度については、現行のとおり新しいまちに引き継ぐ。 東宇和・三瓶町合併協議会 < 西予市；H16.3.31までに合併予定 > 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕 1 農業関係については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 農道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 国・県補助事業及び継続事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (3) 町単独事業については、合併時に調整する。 (4) 農業資金については、合併時に調整する。 (5) 集落センター等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、管理運営については、合併時に調整する。 (6) 農業関係事業に係る受益者負担については、合併時に調整する。 (7) 農業振興地域整備計画、地域農業マスタープランについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに作成する。 2 林業関係については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 林道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 国・県補助事業及び継続事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (3) 町単独事業については、合併時に調整する。 (4) 林業等事業に係る受益者負担については、合併時に調整する。 (5) 林業関係事業については、当面現行のとおりとし、合併後事業制度について調整する。 (6) 緑化関係事業については、合併時に調整する。 (7) 県有林分収契約、町有林等分収契約、官行造林契約、公団林については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (8) 火入れ許可については、合併時に調整する。 (9) 鳥獣害対策については、合併時に調整する。 3 水産関係については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 種苗放流事業、漁礁整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 各種利子補給制度については、合併時に調整する。 (3) 内水面放流事業については、合併時に調整する。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業
調整方針	資 料		

農林水産関係事業の取扱いに関する法令	先進事例
（農村の総合的な振興） 第三十四条 国は、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進するものとする。 2 国は、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい農村とするため、地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずるものとする。 （中山間地域等の振興） 第三十五条 国は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域（以下「中山間地域等」という。）において、その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進その他必要な施策を講ずるものとする。 2 国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。 【森林法】 （市町村整備計画） 第十条の五 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林につき、五年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、十年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となった市町村にあっては、その最初にたてる市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の終期をその計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続く次の市町村森林整備計画については当該地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならない。 2 市町村森林整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 - 一 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項 - 二 立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） - 三 造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項 - 四 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 - 五 間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるもの（以下「要間伐森林」という。）の所在並びに要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に関する事項 - 六 公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項 - 七 森林施業の共同化の促進に関する事項 - 八 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 - 九 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 - 十 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 - 十一 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 - 十二 その他森林の整備のために必要な事項 3 市町村森林整備計画は、地域森林計画に適合したものでなければならない。 4 第四条第三項の規定は、市町村森林整備計画について準用する。	重信町川内町合併協議会 <東温市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 温泉郡 重信町、川内町〕 1 産業振興事業 農振農用地区域については、当面現行のとおりとし、新市において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。 地域農政推進事業については、現在両町が実施している事業を合併までに統合整理し、新市においても継続して実施する。合併後の事業内容については、国の制度の動向を踏まえ検討する。 転作事業については、現在両町が実施している事業を合併までに統合整理し、新市においても継続して実施する。合併後の取組みについては、国の新生産調整制度の動向を踏まえ検討する。 中山間地域等直接支払制度については、現行制度を新市においても継続して実施する。 農業用ビニール廃棄処分経費にかかる負担割合については、合併後は市４０％、農協４０％、農家２０％とする。 有害鳥獣被害対策事業については、現在、両町が実施している事業内容を合併までに統合整理し、新市においても継続して実施する。 各種利子補給制度については、現行のとおり新市においても継続して実施する。 また、高齢者等肉用牛貸付基金制度については、合併までに対応を検討する。 土地改良事業については、新市においても継続して実施する。 土地改良連絡協議会については、新市において統合し、自主運営に向けて推進する。 また、改良区については、合併後の統合理化に向けて推進する。 森林整備事業については、両町の森林整備計画に基づき、新市においても継続して実施し、新市の森林整備計画については、合併後、新たに策定する。 各種関係団体の組織については、合併までに統合理化に向けて調整し、補助金については、新市における補助金体系等総合的な観点から調整する。 重信町農村環境改善センターについては、現行のまま新市に引継ぎ、運営方法については、新市において検討する。 2 国土調査事業 地籍調査事業については、国土調査第五次１０箇年計画に基づき、新市においても継続して実施し、早期完了に向けて推進する。 宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 国・県補助事業及び継続事業については、新市においても引き続き実施する。 市町村単独事業の受益者負担割合については、合併時に調整する。 土地改良事業及び災害復旧事業の受益者負担割合については合併時に調整する。 地域農業マスタープラン、農業経営基盤強化促進基本構想については、新市において作成する。 酪農肉用牛生産近代化計画、農業振興計画、農林業等活性化基盤整備計画、水田農業振興計画、生産振興計画については、新市において作成する。 森林整備計画については、平成１６年度までの間は現行の計画をそれぞれ適用し、１７年度より新たな計画を策定する。 市町村有林については、それぞれ現状のまま新市に引き継ぎ、分収林についても現状の持分をそれぞれ新市に引き継ぐものとする。 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 <H16.11.1合併予定> 〔愛媛県 西条市、東予市、周桑郡 丹原町、小松町〕 1 農業関係 (1) 農業振興地域整備計画については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、新市において作成する。 (2) 農業経営基盤強化基本構想、地域農業マスタープラン、酪農肉用牛生産近代化計画については、

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業
調整方針	資 料		

農林水産関係事業の取扱いに関する法令	先進事例
5 第六条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により市町村が市町村森林整備計画をたてる場合に準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村の長」と読み替えるものとする。 6 市町村の長は、当該市町村の区域内に第七条の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、前項の規定により読み替えて準用する第六条第一項の縦覧期間満了後、当該市町村森林整備計画の案について、関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。 7 市町村は、市町村森林整備計画をたてようとするときは、第五項の規定により読み替えて準用する第六条第一項の縦覧期間満了後、都道府県知事に協議しなければならない。 8 市町村は、市町村森林整備計画をたてたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事（当該市町村の区域内に第十九条第四項の規定による通知に係る農林水産大臣の認定を受けた森林施業計画の対象とする森林が存するときは、都道府県知事及び農林水産大臣）及び関係森林管理局長に当該市町村森林整備計画書の写しを送付しなければならない。この場合においては、第五項の規定により読み替えて準用する第六条第二項の規定により申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。 （市町村森林整備計画の変更） 第十条の六 都道府県知事は、地域森林計画の変更により市町村森林整備計画が地域森林計画に適合しなくなったと認めるときは、当該市町村森林整備計画に係る市町村に対し、当該市町村森林整備計画を変更すべき旨を通知しなければならない。 2 市町村は、前項の規定による通知を受けたときは、市町村森林整備計画を変更しなければならない。 3 市町村は、前項の場合を除くほか、森林の現況等に変動があったため必要があると認めるときは、市町村森林整備計画を変更することができる。 4 前条第五項から第八項までの規定は、市町村森林整備計画の変更について準用する。 （市町村森林整備計画の遵守） 第十条の七 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者（以下「森林所有者等」という。）は、市町村森林整備計画に従って施業することを旨としなければならない。	新市移行後速やかに作成する。 (3) 水田農業経営確立対策事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (4) 水田農業推進協議会については、新市移行後速やかに統合する。 (5) 農地流動化関係事業の制度については、現行のまま新市に引き継ぎ、農地流動化推進員の構成、任期等については、新市移行後速やかに調整する。 (6) 市民農園の貸付料については、現行のまま新市に引き継ぎ、運営方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (7) 地産地消事業については、新市移行後速やかに関係機関と協議のうえ調整する。 (8) 田野中川畑地かん水事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 2 林業関係 (1) 市町村森林整備計画については、新市移行後速やかに作成する。 3 水産業関係 (1) 漁港整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (2) 漁業経営構造改善事業（築いそ）については、現行のまま新市に引き継ぐ。 4 農林土木関係 (1) 県営土地改良事業負担金については、新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中並びに推進中の地区については、現行のとおりとする。 (2) 現在実施中の中山間地域総合整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (3) 現在実施中の新山村振興等農林漁業特別対策事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (4) 土地改良事業原材料交付事務については、新市移行後速やかに調整する。 (5) 農地・農業用施設災害復旧事業については、新市移行後速やかに調整する。 (6) 現在実施中の国補林道事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (7) 林道災害復旧事業については、新市移行後速やかに調整する。 (8) 丹原町単独林道整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 八幡浜市・保内町合併協議会 < H16.12.31までに合併予定 > 【愛媛県 八幡浜市、西宇和郡 保内町】 1 農林関係 (1) 地籍調査事業については、引き続き実施する。 (2) 中山間地域総合整備事業については、現在の計画に基づき引き続き実施する。地元負担については、現在の負担率を事業完了までに適用し、合併後新規に事業が行われる場合は、新市において調整する。 (3) 中山間地域等直接支払事業については、現行のとおり引き続き実施する。 (4) 森林整備地域活動支援交付事業については、現行のとおり引き続き実施する。 (5) 森林管理推進事業については、現行のとおり引き続き実施する。 (6) 農道・排水路施設小災害復旧事業については、八幡浜市の例により新市において調整する。 (7) 南予用水畑かん施設維持管理事業については、保内町の例により新市において調整する。 (8) 農業近代化資金利子補給金の取扱いについては、八幡浜市の例により新市において調整する。ただし、合併前に制度の適用を受けたものについては、現行のとおりとする。 (9) 農業生産総合対策事業については、現行のとおり引き続き実施する。 (10) 農林漁業後継者自立支援事業については、八幡浜市の例により調整する。 2 水産港湾関係 (1) 漁業近代化資金利子補給金の取り扱いについては、八幡浜市の例により新市において調整する。ただし、合併前に制度の適用を受けたものについては、現行のとおりとする。 (2) 漁港関係各種事業の計画・調査については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (3) 港湾関係各種事業の計画・調査については、八幡浜港は市管理港湾、川之石港は県管理港湾のため、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (4) 地方港湾審議会については、引き続き設置する。